

令和 5 年 度

鹿屋市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

鹿屋市監査委員

鹿屋監第39号
令和6年8月28日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市監査委員 大 藺 純 広
同 櫛 下 俊 朗
同 原 田 靖

令和5年度鹿屋市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度鹿屋市健全化判断比率及び資金不足比率を示す証書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の基準	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の主な実施内容	1
第 6	審査の日程	1
第 7	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
第 8	審査の意見	3
1	健全化判断比率	3
2	資金不足比率	3

令和５年度鹿屋市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の基準

鹿屋市監査委員監査基準に基づいて実施した。

第２ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項に基づく審査

第３ 審査の対象

令和５年度鹿屋市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類

第４ 審査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第10節 健全化判断比率等審査の着眼点）

第５ 審査の主な実施内容

審査に当たっては、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員の説明を求め実施した。

第６ 審査の日程

令和６年７月２２日から令和６年８月２８日まで

第７ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、適正であると認められた。

なお、各比率については次のとおりである。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率は、実質赤字はなく数値として表示されていない。
 (2) 連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字はなく数値として表示されていない。
 (3) 実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っており、前年度に比較して、0.3ポイント低くなっている。
 (4) 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため数値として表示されていない。

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	増減	早期健全化基準(※5)
実質赤字比率(※1)	—	—	—	11.93
連結実質赤字比率(※2)	—	—	—	16.93
実質公債費比率(※3)	5.5	5.8	△0.3	25.0
将来負担比率(※4)	—	—	—	350.0

注 健全化判断比率が数値なしの場合は、「—」と表示している。

増減は、各年度に数値があり、比較可能な場合のみ表示している。

※1 一般会計に生じている赤字の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの

※2 公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの

※3 借入金の返済額の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの

※4 借入金など現在抱えている負債の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの

※5 健全化判断比率の一つでも早期健全化基準を上回ると財政健全化計画の策定が義務付けられる。

2 資金不足比率

資金不足比率については、水道事業会計及び下水道事業会計のいずれの会計も資金不足はなく、数値として表示されていない。

(単位：％)

事業会計名	比率名	令和5年度	令和4年度	増減	経営健全化基準(※2)
水道事業会計	資金不足比率(※1)	—	—	—	20.0
下水道事業会計	資金不足比率(※1)	—	—	—	20.0

注 資金不足額がない場合は、「—」と表示している。

増減は、各年度に数値があり、比較可能な場合のみ表示している。

※1 資金不足を事業規模（事業収入）に対する割合で表したもの

※2 各会計の一つでも経営健全化基準を上回ると経営健全化計画の策定が義務付けられる。

第8 審査の意見

1 健全化判断比率

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率のいずれも実質赤字はないことから、数値として表示されていない。また、実質公債費比率は前年度に比較して 0.3 ポイント低くなっている。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから、数値として表示されていない。いずれの比率も国の定める早期健全化基準を超える数値はないことから、特記すべき事項は認められない。

なお、今後も引き続き健全な財政運営に努められたい。

2 資金不足比率

資金不足比率については、いずれの会計も資金不足はなく、経営健全化基準を超える数値はないことから、特記すべき事項は認められない。

なお、今後も引き続き健全な経営に努められたい。